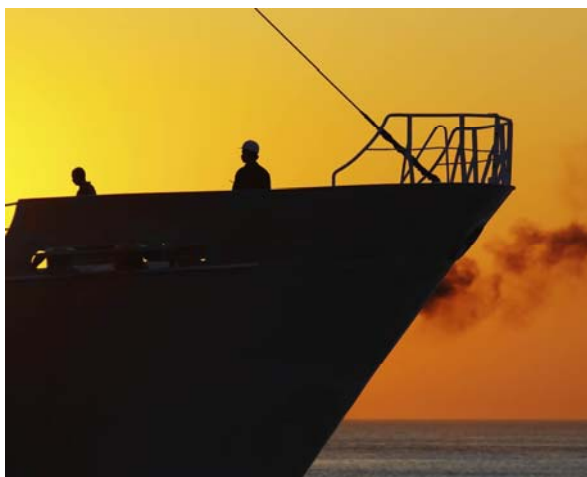


海賊行為と保険

Piracy and insurance

打ち続く海賊襲撃の脅威による、保険への要求について現状報告



はじめに

ガード・ニュース 192号に掲載の記事¹では、海賊行為から起きる数々の要求についてコメントしました。特にアデン湾内外での打ち続く襲撃やハイジャックに注目しました。今回の記事はガードが直面した保険への要求とこれらの要求に対応してガードが取った措置に焦点を当てます。

古くからの社会問題

多くの解説者が言うように、海賊行為は新しいものではありません。最も有名な事件のひとつはジュリアス・シーザーに関するもので、若いとき東地中海で海賊にとらわれました。彼は（当然海賊に、彼らの要求以上に自分は価値のある人間だといって）身代金を支払って解放されましたが、後に自分自身の手で略式判決を出し、海賊を捕らえさせ磔刑に処しました。今日海賊問題に直面するわれわれには、こういった解決策は及びもつきません。

動機と機会さえあれば、海賊行為は昔から起こってきました。今日でも同じです。現在ソマリアが破綻国家とみなされていることは、現地の海賊の頭領たちが一連の襲撃やハイジャックを行う動機と機会

になっています。その結果今日まで何百万ドルもの身代金が支払われています。一体いくら支払われたのかは知るすべがありません。正確な記録は存在せず、身代金を支払った船主は実際すべて、支払額を明示してはならないのです。

“海賊行為”とは何か？

1982年国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea = UNCLOS）101条によれば、海賊行為は以下のいずれかの行動からなるものです：

(a) 暴力または拘禁の不法行為、あるいは私有の船舶または私有の航空機の乗組員または乗客による、私的目的で行われる、以下に向けられた略奪行為：

- (i) 公海上で他船または他の航空機に対して、あるいはかかる船舶または航空機上の人または財産に対して、
- (ii) いずれの国家の司法権も及ばない場所で船舶、航空機、人または財産に対して

(b) 海賊船または海賊航空機であることを知りながら、その船舶または航空機の運航に自発的に参加する行為

(c) (a)または(b)項に記載されている行為を扇動または意図的に助成する行為

特に注目すべき要素は“私的目的で行われる”、“公海上で”、そして“いずれの国家の司法権も及ばない”という点です。

“私的目的で行われる”という文言は重要で、襲撃者の動機を - 可能な限り - 確定することが求められています。彼らは純粋に“私的目的” - 通常、金銭的利得 - で行動しているのか、あるいは

¹ “Piracy – a major challenge”

より大きな、政治的動機から行動しているのか、という問題です。この種の襲撃者は通常自分たちの動機を積極的に示しはしませんし、襲撃にあう方も動機を正す機会などほとんどありません。しかし、襲撃者の態度、そして時には彼らの公式声明から、その動機が判断できることがあります。ソマリアの海賊は、政治的動機ではなく単に“金銭のためだ”と公言しています。加えて彼らの襲撃はいずれの“国家の司法権も及ばない”ところで行われています。対照的に、ナイジェリア沿岸や河川上流部で活動する“海賊”団のいくつかは、ニジェール・デルタ解放運動（Movement for the Emancipation of the Niger Delta = MEND）として知られていますが、公然と政治的目的（同時に犯罪目的も）を持っているようで、彼らの襲撃は通常領海内で、ナイジェリア政府の司法管轄内で行われます。

何故保険者にとって問題になるのか？

“海賊”か“テロリスト”か、襲撃者の身元確認 - 確認できる限り - は保険者と被保険者にとって常に重要です。なかんずく襲撃による危険と賠償責任が担保されるとすれば、どの保険でなされるかを決定するからです。

広い意味で、真に“海賊行為”の襲撃/ハイジャックから生じた賠償責任、損失、費用または経費はガードの規約 58（戦争危険）の P&I 担保から除外されていません²。一方“テロリスト”の襲撃/ハイジャックから生じる賠償責任その他の P&I 担保はありません³。後者の状況ではかかる危険や賠償責任に関する限り戦争危険保険者が前面に出ることになります。

ある行為がテロ行為に当たるか、あるいは海賊行為に当たるかを確定するのは本質的に困難なので、ガードは独自の裁量でこれに関する決定を行うことがあります。P&I クラブ国際グループ加盟のクラブの規約はみなこの点に関しては基本的に同様です。

適用される保険は？

ガード・ニュース 192 号の記事に見られるように、船体保険の面を見ると立場はさらに複雑です。ITC83 に代表される英国の船体保険条件下での“海

賊行為”は、戦争危険ではなく海上危険として扱われていますが、そのような条件で担保されている多くの船主は“海賊行為”を船体保険から除外し、戦争危険保険に含もうとしているようです。この見解を支持する保険会社もあります。ノルウエー海上保険通則では、“海賊行為”は戦争危険として扱われています。

従って、船舶をハイジャックされた船主は真っ先にその襲撃の背後にある動機の確定を試みるのが欠かせません。勿論これは言うは安く行うは難しいことなので、船主にとって安全な道は自分が加入している保険会社すべてに同時に通知し、危険と賠償責任を負うならば誰が責任を持つか討議し、理想的には合意に至ることです。

“類似の戦争兵器”

しかし、分析はさらに進みます。襲撃/ハイジャックが海賊行為であると確定しても、襲撃/ハイジャックの行程で用いられた“類似の”戦争兵器によって賠償責任などが生じたとすると、P&I 担保はありません。ガードの規約 58.1.c は“機雷、水雷、爆弾、ロケット、砲弾、爆発物またはその他類似の戦争兵器”に起因して発生する賠償責任、損失、費用または経費を担保から除いています。P&I クラブ国際グループの他のクラブにも全部同様の規約があります。規約 58.1.c は規約 58.1.b とは別個に適用されるので、“海賊行為”の襲撃があっても、それによって発生する賠償責任、損失などは P&I 担保から除外されるのでご注意ください。“機雷、水雷・・・その他の類似戦争兵器”に起因するからです。

“その他の類似戦争兵器”とは何でしょうか？この文言はプール協定でも個別 P&I クラブの規約でも完全かつ精密には定義されてこなかったもので、必然的に解釈が分かれています。“通常の火器”は“類似の戦争兵器”といえるのでしょうか？“通常の火器”という言葉さえ解釈の幅を残しています：どういう意味で“通常”なのでしょう？海賊がよく使うのは AK-47 火器で、これはもともと戦争や戦争状態で用いられるよう開発された火器です。同様に海賊はロケット推進式の手投げ弾（rocket-propelled grenades = RPGs）を装備していますが、これは“ロケット”と呼ばれながらも議論のあるところでは

² 規約 58.1.b. 参照

³ 規約 58.1.a. による。

最近P&I クラブ国際グループが発行したFAQの書類には以下の説明があります：

“‘類似の戦争兵器’とは何か？

プール協定やクラブの規約には定義はないが、用いられている‘またはその他類似の戦争兵器’との文言は以前に確定されたその他の兵器と同様の性質のものであるべきことを示している。戦争兵器と特に確定されたものは機雷、水雷、爆弾、ロケット、砲弾、爆発物であり、鉄砲/ライフル/従来の弾薬などより強力なものが、この除外規定に該当するかどうかを示すものである。”

これによって得られる結論は、そのような“類似の”兵器によって引き起こされた賠償責任、損失、費用または経費の P&I 担保はなく、その填補は本船の戦争危険保険のもとで求めなければならないということです。しかし、AK-47 は“類似の戦争兵器”と格付けされないことは明らかなようで、従ってその使用は P&I 担保に影響しないでしょう。このような事態がすべてそうであるように、不明な点があれば、ガードはそれぞれの事案を、事実が明らかになった時点でその実態に即して考慮します。

身代金の支払い

ソマリアの海賊のハイジャック事件やナイジェリアのほとんどのハイジャック/誘拐事件では、船上の乗組員、本船、貨物、財産などを無傷で/支障なく確実に返還させるために身代金が一時金で支払われてきたとの事です。ガードは身代金の交渉にも、かかる支払いの手続きにも関わったことはありませんが、身代金（必ずといっていいほど現金で）を海賊に届ける専門の会社がいくつかあります。通常は合意額を用意するのは船主ですが、よく起きる質問はそのような支払いを担保する保険があるのだろうかというものです。

身代金は誘拐身代金保険で特定的に担保されますが、この保険に入っている船主は比較的少ないと思われれます。加入していなくても、身代金に対して P&I は担保するのか、するとすればどの程度か、といったことがよく訊かれます。ここではその回答は、身代金の支払いの特定の担保は P&I にはなく、P&I 保険は基本的に“指定危険”保険なので、その

ような保険はないと推論されます。P&I はまた、第三者賠償責任保険なので、身代金の支払いは、第三者賠償責任に対処するために支払い P&I で填補されるものとは見なしにくいでしょう。

ソマリア沖とアデン湾の海賊行為に関しては、彼らの“純粋に”経済的利得を動機とするとの表明を基に、ハイジャック犯は“テロリスト”ではなく“海賊”であり、またテロリストに支払う身代金とは異なり海賊に支払う身代金は共有の積送品を守るための船主側の自発的犠牲と扱うことができ、そうすると関連財産の価値に准じて共同海損（general average = GA）で割り当てられうるということが保険市場で一般に受け入れられてきたようです。そのような状況では船体保険者と、危機下にある船上の貨物と燃料、または運送料の所有者、むしろそれらの保険者は、他の GA 犠牲や支出の割合と同様に身代金の額を負担するでしょう。1590 年に遡る英国法には、このような立場への支持があります。

上述の海賊とテロリストの区別は重要です。英国法の下では、純粋に経済的利得を求める者への身代金の支払いは違法ではありませんが、テロの目的あるいはテロリストの団体を支援、支持し、または基金提供をする個人または団体への支払いは違法だからです。身代金の支払いに関しての違法性について同様の問題は、他の法体系下でも起こりうるでしょう。船主は身代金を支払うか決める前に、また GA を申し立てて船体保険者から補償を求める前に、自分が準じる法体系の下での立場を確認すべきです。

保険者にとってのその他の問題

ガードがこの 1 年に定期的にご相談に応じたその他の問題を以下に要約します。

非武装警備か武装警備か？

船主が非武装または武装警備員を船上に雇用することは、それ自体 P&I 保険に抵触しません。しかし、ガードは船上に非武装警備員を雇用することには反対しませんが、武装警備員の船上雇用はお勧めできません。基本的な理由は船上に武装警備員が存在し火器の使用もありうることは、本船及び乗組員により大きい危険を招く可能性があるからです。同様の勧告は事実全企業団体や関連当事者たちが出しています。

警備会社との契約

ガードはかかる契約を承認も否認もしませんが、保険問題関連の条項に対して意見を述べ、それら条項が組合員の保険に影響するかをみることができます。

そのような条項は例えば第三者賠償責任を扱ったものと、顧客（船主）が（警備）会社に対して賠償請求を起こすべき時間的期限を定めたものです。それら契約の多くは警備会社がかけている保険の金額を明示する条項も含んでいます。この点は、その額が十分であることを確認するためにチェックが必要です。

海賊との身代金交渉

ガードはそのような重大かつ複雑な作業を行う経験も専門技術も持ち合わせていません。これは専門の“危機対応者”に任せるのが最適で、ガードは何人かをこの道の第一人者と認めています。

ハイジャック被害にあった乗組員の解放後のケア
ハイジャックされた船舶の乗組員は乱暴な扱いを受けるという証拠は滅多にありませんが、ハイジャックは精神的損傷を被る出来事です。したがってガードは、乗組員の解放直後には彼らに休息と寛ぎの時間を与えるよう、また医師の診断を受けさせ、申し出があれば心理的/宗教的カウンセリングを得られるよう手配することを船主にお勧めします。該当乗組員が仲間と経験を語り合い、ストレスや不安を軽減緩和する機会を与えるのも良いでしょう。

傭船者の注文に従う

船主は、アデン湾を航行するよう傭船者に命じられた場合、従わなければならないでしょうか？これは該当契約の条件によるところ大です。一般的なお勧めは困難です。ある傭船契約の条項、例えば CONWARTIME 2004 は他と比べて船主に有利なものです。2009年初めに INTERTANKO と BIMCO はモデルとなる海賊条項を導入しました。双方とも船主に重きを置いていて、傭船者には不人気だったのは驚くに値しませんが、傭船者の中には自身で文言を発案した一社があったということです。契約の平衡を定めるにあたっては当事者間の交渉で力関係が重要になりましょう。紛争になればたいいの場合当事者間の商業的解決が最適です。時間も費

用もかかる訴訟は緊急の問題解決にはほとんど役に立ちません。

傭船者の海賊危険保険

ガードは、傭船者組合員が海賊行為の結果負うことになる賠償責任を担保できます。現行の傭船契約の条項の下で傭船者に生じた法的賠償責任に関してはガード包括的傭船者賠償責任保険がありますが、ガードが担保のために承認した特定の契約条項の範囲内に限ります。かかる承認は、契約条項が傭船者に並外れて重荷にならない限りお出しします。

まとめ

ソマリアの海賊による計画的襲撃やハイジャックの行動は船主や保険者に新たな対応を迫っています。歴史の中には実質的、法的双方の教訓がありますが、保険者は短期間のうちに数々の問題に集中的に取り組む必要を感じています。

多国の海軍が現在アデン湾をパトロールしており、その努力が短期的にはハイジャックの発生を減少させたように見えますが、これはアデン湾の悪天候がその一因とも思われています。船主と乗組員の側も訓練と心構えをおこたらなかったことは間違いありませんが、襲撃/ハイジャックの報告がいつもあるのは、かかる襲撃に備える心構えがまだ不十分な船舶もあるようです。より長期的には襲撃回数が減少したかは推測するしかありません。襲撃事件がすべて報告されているわけではないからです。昨年度の海賊の成功から見ると、多くの集団が彼らにとってまさに実りの多い活動を諦めるとは考えられません。目下、逮捕した海賊を裁判にかけることができる、法的拘束力のある手続きの制定が急がれています。裁判によって海賊がもとの仕事につくことを阻めると目されているのです。しかし最終的には、そして多くの解説者が言及しているように、潜在的な問題 - ソマリアが政府の機能しない破綻国家であるという事実 - に取り組み、これを修復して、初めてこのような襲撃の減少、そして期待される終息を見ることができるようでしょう。